

保護者様

大津市教育委員会事務局 学校給食課
電話 077-528-2636 (直通)

学校給食費の納入について (通知)

保護者の皆様が納めていただく学校給食費は、「食料費」となって、市が負担する調理や配送のための人件費や燃料費と合わせて、子どもたちの健やかな成長に欠くことのできない学校給食をつくるものになっています。より質の高い給食を提供するため、厳正な徴収管理に、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、本年度の学校給食費の金額、納付方法等に関しては、下記のとおりとなります。

1. 学校給食費の金額及び計算方法について

毎月の学校給食費は、「日額 (1食あたりの単価) × その月の給食日数」が基本です。

小学校：日額 240円 [*アレルギー等により日額 (1食あたりの単価) は、異なります。]

中学校：日額 290円 [詳細は、裏面をご覧ください。]

各月に全て実施された場合の金額は下記のとおりです。ただし、各学校の行事等 (校外学習や運動会等) により変更となります。給食実施日数に応じて、1ヶ月分を翌月に請求させていただきます。ただし、2月分と3月分は3月に合計額を請求させていただきます。

2. 学校給食費の納付方法について

口座振替日は、給食実施月の翌月28日 (28日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) です。なお、毎月分の学校給食費について個別に通知はいたしませんので、下記の表を参考にして、預貯金残高について十分にご確認ください。万一、口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、期限までに納付書に記載の金融機関等の窓口で直接納付してください。

3. 口座振替取扱い金融機関等は次のとおりです。

滋賀銀行、みずほ銀行、関西みらい銀行、京都信用金庫、福井銀行、レーク滋賀農業協同組合、滋賀県信用組合、三井住友信託銀行*、近畿労働金庫、三菱UFJ銀行、京都中央信用金庫、京都銀行、滋賀中央信用金庫、ゆうちょ銀行 ※三井住友信託銀行は令和5年11月末で取扱いができなくなります。

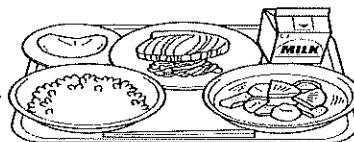
令和5年度(2023年度) 学校給食費(予定額と納期限)

実施月	小学校 (予定回数、金額)		中学校 (予定回数、金額)		納期限 (口座振替日)
4月分	13回	3,120円	13回	3,770円	5月29日
5月分	20回	4,800円	18回	5,220円	6月28日
6月分	22回	5,280円	22回	6,380円	7月28日
7月分	11回	2,640円	11回	3,190円	8月28日
9月分	18回	4,320円	18回	5,220円	10月30日
10月分	21回	5,040円	20回	5,800円	11月28日
11月分	20回	4,800円	20回	5,800円	12月28日
12月分	14回	3,360円	14回	4,060円	1月29日
1月分	15回	3,600円	15回	4,350円	2月28日
2月分	19回	4,560円	19回	5,510円	} 3月28日
3月分	11回	2,640円	10回	2,900円	
年間予定額	全184回	44,160円	全180回	52,200円	

※小学校5年生で、フローティングスクールにおいて飲用された牛乳代については、学校給食費として徴収します。(上記の回数及び金額には含んでいません)

※上記の回数及び金額は令和5年4月時点の予定になります。学校行事等により変更になる可能性があります。

学校給食費 Q&A



- Q** 口座振替の手続きができていない場合は？
- A** 早急に行ってください。口座振替が開始されるまでの間は、大津市から納付書を送りますので、納付期限内に取扱い金融機関、支所等（コンビニは不可）でお支払いください。
- Q** 残高不足等で口座振替ができなかった場合は？
- A** 口座振替日の翌月の中旬に大津市から納付書を送りますので、納付期限内に取扱い金融機関、支所等（コンビニは不可）でお支払いください。表面で年間予定額と口座振替日をお知らせしていますので、振替ができるよう事前に口座の残高確認をお願いします。
- Q** 口座振替の手続きをしているが、それはいつまで有効？
- A** 小学校6年間と中学校3年間の最大9年間ご利用いただけます。また、大津市立の小中学校へ転校された場合もそのままお使いいただけます。なお、振替口座を変更する場合は、学校給食課または在籍している学校へご連絡いただければ口座振替依頼書をお渡しします。
- Q** 保護者の姓が変わったので振替口座の名義を変更したが、再度、手続きは必要？
- A** 口座振替をしている金融機関で再度、新名義を記入した口座振替依頼書を提出してください。
- Q** 食物アレルギーのある児童・生徒の学校給食費の取扱いは？
- A** アレルギーの原因や症状、主治医の指示等の情報を、学校と十分な連携をとっていただき、保護者様の申し出により、学校給食費の調整を行います。例えば、牛乳アレルギーの児童の場合、1日単価（小学校240円）から牛乳代（60円）を除いた金額（180円）にその月の給食日数を乗じた額をお支払いいただくこととなります。（※各単価は下記単価表のとおり）
- Q** 病気や怪我等で学校を休んだ場合、インフルエンザや暴風警報等で学校が休校した場合による学校給食費の取扱い？
- A** いずれの場合も既に給食用食材の発注が済んでおりますことから、その日の学校給食費をいただくこととなります。なお、入院等により事前欠席することが分かっている場合は、給食を食べる日の土日祝を除く7日前の午前中（12時）までに学校へご連絡いただければ、学校給食費は請求いたしません。
※高校入試日に喫食しない場合の連絡方法は、学校の指示に従ってください。
- Q** 学校給食費を支払わなかった場合は？
- A** お支払いが遅れた日数に応じて遅延損害金が発生する場合があります。また、納付期限までにお支払いいただけない場合は法的手段を行う場合があります（お支払いが困難な場合は、必ず学校給食課にご相談ください。）。
- Q** 学校給食費のほかに振込み手数料は必要？
- A** 手数料は必要ありません。学校給食費のみの金額で結構です。
- Q** 就学援助費の申請をしている場合、学校給食費の支払いは？
- A** ① 2023年3月中に認定を受けた場合
就学援助費支給分から直接、学校給食費が納付されるため、認定期間中（最大1年間：4月～3月分）は保護者様への請求は行いません。
- ② 2023年6月に認定を受けた場合
1学期（4月～6月分）の学校給食費は、いったん保護者様へ請求いたします。4月分から就学援助の認定を受けられた場合は、納付された1学期分の学校給食費を後日（10月予定）、保護者様に還付いたします。なお、2学期分、3学期分の学校給食費については、就学援助費支給分から直接、納付されるため保護者様への請求は行いません。
- ③ 2023年7月以降に認定を受けられた場合
学校給食課でその認定を把握した段階で、それ以降の保護者様への請求を行いません。また、それまでに認定を受けられた月分の学校給食費を納付していただいた場合は、保護者様に還付いたします。
- ※ 還付額は、認定期間以前に未納額があった場合は、未納額を差し引いた金額となります。
※ 還付する口座は、原則、引落した振替口座になります。
※ 就学援助費の認定が年度途中で取消された場合は、その翌日分から保護者様へ納付書を送付するか口座からの引落しを開始します。



※令和5年度単価表（税込）

種類	主食代	飲料代	副食代
小学校	ご飯 58 円、パン 65 円、麺 60 円	牛乳 60 円、飲むヨーグルト 56 円	240 円 —（主食代 + 飲料代）
中学校	ご飯 68 円、パン 74 円、麺 64 円	牛乳 60 円、飲むヨーグルト 56 円	290 円 —（主食代 + 飲料代）